

伊東市公共調達基本方針

令和8年6月1日

第1 目的

この方針は、本市が実施する公共調達（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により本市が発注する建設工事、建設関連業務委託、建設関連業務委託以外の業務委託、物品購入等をいう。）において、適正な競争原理のもと公平性及び透明性を確保した上で、地元企業優先発注等に係る基本方針を定め、本市の地域経済を支える地元企業の育成及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

第2 適用対象

本市の全部局の全ての公共調達を本方針の適用対象とする。ただし、入札参加資格、指名選考に関する委員会等の設置を要する案件については、本方針の対象外とする。

第3 地域区分

区 分	定 義
地元企業	市内に主たる営業所を有する者又は市外に主たる営業所を有するが市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられている者
市 外	東部 市外に本社・本店を有する者のうち、県東部（熱海市、三島市、沼津市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、下田市、小山町、函南町、清水町、長泉町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、南伊豆町）に本社、本店、支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられている者
	県内 市外に本社・本店を有する者のうち県内に本社、本店、支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられている者で、

	上記「東部」以外の者
全国	市外に本社・本店を有する者で上記「東部」、「県内」に該当しない者

第4 運用方針

原則として伊東市に入札参加資格登録をしている地元企業を選定する。ただし、支店又は営業所等を有することによる雇用の確保等地域経済への貢献度を踏まえ、順次対象を拡大するものとする。

なお、本方針は本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではなく、地元企業で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、市外業者へ拡大するものとする。

第5 分野別取扱方法

1 建設工事

- (1) 原則として「伊東市建設工事の請負契約に係る競争入札参加者」の認定を受けた者から選定することとする。
- (2) 地元企業で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、企業の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、東部、県内、全国の順に対象を拡大するものとする。
- (3) 事業の効果的な執行を図る観点踏まえた上で、分離・分割発注に努めることにより、地元企業の受注機会の拡大を図る。

2 建設関連業務委託

- (1) 原則として「伊東市建設関連業務の委託に係る競争入札参加者」の認定を受けた者から選定することとする。
- (2) 地元企業で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、企業の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、東部、県内、全国の順に対象を拡大するものとする。
- (3) 事業の効果的な執行を図る観点踏まえた上で、分離・分割発注に努めることにより、地元企業の受注機会の拡大を図る。

3 物品購入・印刷・役務の提供・建設関連業務委託以外の業務委託

- (1) 原則として「伊東市物品製造等に係る競争入札参加者」の認定を受けた者から選定することとする。
- (2) 地元企業で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、企業の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、東部、県内、全国の順に対象を拡大するものとする。
- (3) 継続的に発注している委託契約等で市外企業と契約しているもののうち分離分割した発注を行うことにより、効果的な執行が可能なものについては、契約更新の際に地元企業への発注に努める。

第6 基本方針の解釈と運用

- 1 この方針は、公共調達に適正な履行に必要な専門的な知識又は技術を有する地元企業が存在しない場合その他特別の事情がある場合を除き、地元企業から優先的に公共調達するよう努めることにより地域経済を支える地元企業の育成及び地域経済の持続的な発展に寄与することを基本理念とし、関係法令の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のため、合理的かつ経済的な範囲で地元企業の参入の余地を考慮するものであって、市外企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。
- 2 公共調達に当たり、原則参加資格に実績要件を設けないこととする。やむを得ず実績要件を設ける場合は、プロポーザル等を実施し、審査加点要件として評価する。
- 3 下請契約を締結する場合及び資機材・建設機械等の購入やリースをする場合、受注業者の自由な事業活動を阻害しないよう配慮した上で、本方針の目的に鑑み、原則として地元企業を活用するよう受注業者に促すものとする。
- 4 この方針と伊東市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の関係については、伊東市障害者就労施設等からの物品等の調達方針が優先される。

第7 委任

この方針に定めるもののほか、この方針の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。